

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

109

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

文化財関係国庫補助金申請等手続の電子化

提案団体

埼玉県、福島県、さいたま市、行田市、所沢市、東松山市、深谷市、上尾市、入間市、朝霞市、静岡県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

文化財関係国庫補助金の手続において、現状の紙媒体での提出方法を早急に見直すこと。

①見直しに当たっては、手続に係るオンラインシステムを構築し、申請や計画変更承認等の手続を同システム内で完結できることが望ましい。

②システムの構築に時間を要する場合、PDF等電子データでの提出を可能とすること。さらに、データ容量が膨大になることが想定されることから、BOX(クラウドストレージ)での提出を可とすること。

具体的な支障事例

【現行制度】

文化財保護法に基づく文化庁への文化財関係国庫補助金申請手続については、文化庁文化財補助金交付規則や文化財保存事業費関係国庫補助実施要領にて紙媒体での提出が前提と思われる記載(「提出部数1部」)がある。また、申請時期に文化庁から発出される申請案内にて紙での提出が指定されている。

申請に先立つ事業計画照会の回答方法が、提出時期に文化庁から発出される提出案内にて紙での提出が指定されている。

【支障事例】

市町村から提出された書類を県で取りまとめているが、様式誤りや計算ミス等が散見されるため、確認に多大な事務負担が発生している(1件当たり20分×年間100件程度)。例えば市町村職員がシステム入力する形式での申請が可能となれば、ミスを検出し訂正を促すことが自動化でき、事務負担が軽減される。

申請や実績報告時に大量の書類を紙で提出しており、事務処理に時間を要している。

書類の並び順にも指定があるため揃えるだけで時間がかかり、業務時間の圧迫や紙の使用量に影響が出ている。

全て紙媒体での提出のため、執務室内や書庫での文書保管スペースの確保に苦慮している。

修正等が必要となった場合に、紙媒体で再度作成し、再提出するための事務と期間を要する。

現在の紙媒体による提出方法においても書類の枚数が相当数に上ることから、メール等での提出では、データの送信(データ量)に当たり支障が生じることが想定される。補助金申請ではないが、一部の調査票はBOXでの提出が認められている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

行政のオンライン化が促進され申請者の利便性が向上する。

根拠法令等

文化庁文化財補助金交付規則、文化財保存事業費関係補助金交付要綱、文化財保存事業費関係国庫補助実

施要領及び各国庫補助要項

令和4年10月14日付け事務連絡「令和5年度文化財補助事業計画について(照会)」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、羽後町、福島市、茨城県、ひたちなか市、前橋市、豊橋市、羽曳野市、兵庫県、広島市、熊本市

○文化財関係国庫補助金申請手続等については、国から紙媒体での提出が指示されているため、書類郵送の手間と到着までの時間的なロスが生じる。オンラインシステムを構築することで、本市としても事務量の削減が期待できる。

○データ提出となれば、提出期限までに余裕が生まれ、確認作業に時間を費やすことができる。

○文化財関係国庫補助金申請書や実績報告書等の作成において、大量の紙書類を用意するため、資料の印刷や順番通り整えるのに時間を要している。また、紙提出の場合、修正後の差替えが煩雑になりやすく、文書管理の面でも問題が発生しやすい。

○地理的な問題から、申請書等の提出や修正文書の差し替えなど、紙媒体でのやりとりに期間を取られ、一部の市町村と県の業務時間の圧迫を招いている。

○具体的な支障事例で指摘されている、「①申請や実績報告時に大量の書類を紙で提出しており、事務処理に時間を要している。様式誤りや計算ミス等の確認に多大な事務負担が発生しているため、市町村職員がシステム入力する形式での申請を構築することにより、ミスを検出し訂正を促すことが自動化でき、ミスの防止及び事務負担の軽減につながると考えられる。②書類の並び順にも指定があるため揃えるだけで時間がかかり、業務時間の圧迫や紙の使用量に影響が出ている。③全て紙媒体での提出のため、執務室内や書庫での文書保管スペースの確保に苦慮している。④修正等が必要となった場合に、紙媒体で再度作成し、再提出するための事務と期間を要する。」の4点は全て本市においても該当するものであり、行政のオンライン化が適切であると考える。

○文化財所有者や市町等から紙媒体で提出された書類の確認に多大な事務負担が生じている。システム入力形式での申請になり、自動エラーチェックができるようになれば、事務負担が大きく軽減される。

○作成者(担当)で書式に違いがあり、積算等を電卓で検算するなど計算ミスに繋がる状況。紙提出も資料が膨大で、順に揃えるだけでも時間を要している。システム申請であれば、計算ミス等を防ぐことができ、また紙提出が不要であれば、かなりの事務処理が削減が期待できる。

各府省からの第1次回答

文化財補助金に係る書類の提出方法の見直しに当たり、オンラインシステムの構築については、各自治体において導入可能かどうかなどの予備調査やシステム設計検討、予算確保等を行う必要があります。今後、御提案については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)を踏まえ、検討を進めて参ります。

また、オンラインシステムが構築されるまでの間においては、PDFファイル等の電子媒体による提出を検討して参ります。検討に当たっては、複雑・大型の設計図面など電子化への対応が直ちには馴染まない書類があることや、補助金関係文書の管理や確認が複雑になり事務量が增大することがないように留意したいと考えます。このため、御提案を踏まえて、補助金事務をより適切かつ効率的に進める観点で可能なものから段階的に電子化対応ができるよう検討して参りたいと考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

オンラインシステムの構築について、検討を進めていただけるとの前向きな回答をいただき感謝申し上げます。行政手続のオンライン化促進に資するため、実現に向けて検討を進めていただきたい。

オンラインシステム構築までの経過措置としてのPDFファイル等の電子媒体による提出に当たっては、早期の実現を目指し、検討の内容及び実現までのスケジュールについてもお示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

システムの構築については、今年度中に要件定義に必要な予備調査のための予算要求を行い、来年度(令和6年度)中に予備調査を行います。その結果を踏まえ、令和7年度以降での具体的なシステム構築に向けたスケジュールを検討してまいります。

また、PDFでの申請受付を可能とすることについては、国と都道府県の関係部局において対応可能な資料を予め確認・調整する必要があり、その検討を本年度中に行い、令和6年度以降の申請で対応可能なものから行っていくこととします。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

(6)文化財保護法(昭25法214)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179)文化財保存事業費関係国庫補助金の申請等の手続については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、申請や実績報告等に係る書類の電子データによる提出を可能とする方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を構ずる。